

令和 6 年 6 月 28 日
大阪航空局

オリエンタルエアブリッジ株式会社に対する
業務改善勧告及び安全統括管理者の職務に関する警告について

オリエンタルエアブリッジ株式会社（以下「同社」という。）において、同社からの報告及び大阪航空局による航空法（以下「法」という。）に基づく立入検査等により、整備従事者の飲酒に起因する不適切な整備等が行われていたことが確認されました。これらの行為は、法の規定並びに法に基づき認可された整備規程及び業務規程に違反するものです。これを受け、大阪航空局は本日付で同社に対し業務改善勧告及び安全統括管理者の職務に関する警告を行いましたのでお知らせします。

（整備従事者の飲酒に起因する不適切な整備等の概要）

- 5 月 18 日早朝、同社の確認主任者（整備従事者）が、前日の飲酒の影響が残っていることを認識しながら、整備作業前のアルコール検査を意図的に行わず、酒気を帯びた状態で整備作業（飛行前点検、除氷装置の修理作業等）を実施した。
- 当該作業のうち、除氷装置の修理作業については、必要な機能点検を行っていないなど、マニュアルに基づいて適切に実施していなかったことが5月 22 日夜に判明した。当該航空機は、5 月 18 日から 22 日までの5日間（計 30 便）、適切な整備作業が行われていない状態で運航された。
- 過去 1 年間の記録を確認した結果、本事案以外にもアルコール検査結果の記録が確認できない事案が3件あることが判明した。

（業務改善勧告の内容）

- 飲酒対策を含めた安全管理体制の抜本的な再構築
- 整備規程及び業務規程によるアルコール検査体制の再構築
- 整備規程及び業務規程の確実な理解及び適切な整備業務の実施

大阪航空局としては、同社において再発防止策が確実に図られ、安全運航体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

別添 1：オリエンタルエアブリッジ株式会社に対する業務改善勧告の文書

別添 2：安全統括管理者の職務に関する警告の文書

<問い合わせ先>

大阪航空局 航空事業安全監督室 電話：06-6937-2771（直通）

統括事業安全監督官 中山

前任整備審査官 近藤